

2025年2月10日

お客様各位

京都信用金庫

貸金庫予備鍵の本部一括管理ならびに代理人届出のお取扱い終了に伴う 貸金庫規定の改定について

平素より京都信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

当金庫では、貸金庫を安心してご利用いただくために、「予備鍵」の管理を、従来の各貸金庫設置店舗から「本部一括管理」へ変更いたします。また、貸金庫契約における代理人の届出のお取扱いを**個人のお客様のご契約に限り**下記の通り終了し、貸金庫規定を変更いたします。お客様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 予備鍵「本部一括管理」への変更日

2025年 4月1日（火）

2. 代理人届出の取扱い終了日（個人のお客様のみ）

2025年3月31日（月）

3. 終了するお取扱い（ご契約者様が個人のお客様の場合のみ）

- （1）2025年4月1日以降、貸金庫を新規にお申込みされる場合の代理人のお届け
- （2）2025年4月1日以降、既にご契約いただいている借主様からの代理人新規、追加、変更（従来の代理人に代えて他の方を選任する場合）のお届け。

4. ご留意事項

- （1）貸金庫予備鍵の「本部一括管理」実施後、予備鍵による貸金庫開扉を依頼される場合は、原則正鍵紛失時に限らせていただきます。この場合、開扉まで相応のお時間をいただく場合があります。
- （2）法人のお客様の場合、引続き代理人届出のお取扱いをさせていただきます。

5. 貸金庫規定の改定日

2025年 4月1日（火）

6. 改定する規定（規定名をクリックすると改定後の規定をご覧ください。）

[・貸金庫規定](#)

[・貸金庫規定（カード方式）](#)

7. 改定内容（改定部分を下線表示）

①貸金庫規定

改 定 前	改 定 後
第5条（貸金庫の開閉等） 1.貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。 <u>2.開庫にあたっては、当金庫所定の貸金庫開閉票に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。</u> <u>3.格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。</u>	第5条（貸金庫の開閉等） 1.貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。 <u>なお、代理人の選任については本条第2項の通りとします。</u> <u>2.借主が個人の場合、2025年3月31日をもって代理人選任の新規取扱いを終了し、2025年4月1日以降代理人の選任（従来の代理人に代えて他の方を選任する場合を含みます）はできないものとし、なお、借主が法人の場合はこの限りではありません。</u> <u>3.開庫にあたっては、当金庫所定の貸金庫開閉票に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。</u> <u>4.格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。</u> 第6条 （略） 第7条 1.印章もしくは利用カードを失ったとき、または、印章、暗証、名称、代表者、代理人（ <u>借主が個人の場合に従来の代理人に代えて他の方を選任する場合は含みません。この場合は第5条2項の定めによります。</u> ）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。 2.（略）

②貸金庫規定(カード式)

改 定 前	改 定 後
第5条（貸金庫の開閉等） 1.貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。 2.開庫にあたっては、貸金庫ご利用カード（代理人が開閉する場合は、代理人用の貸金庫ご利用カード。以下「利用カード」という。）をカード読取機に挿入し、届出の暗証をボタンにより操作してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。 3.格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。	第5条（貸金庫の開閉等） 1.貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。なお、代理人の選任については本条第2項の通りとします。 2.借主が個人の場合、2025年3月31日をもって代理人選任の新規取扱いを終了し、2025年4月1日以降代理人の選任（従来の代理人に代えて他の方を選任する場合があります）はできないものとします。なお、借主が法人の場合はこの限りではありません。 3.開庫にあたっては、貸金庫ご利用カード（代理人が開閉する場合は、代理人用の貸金庫ご利用カード。以下「利用カード」という。）をカード読取機に挿入し、届出の暗証をボタンにより操作してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。 4.格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。 第6条 （略） 第7条 1.印章もしくは利用カードを失ったとき、または、印章、暗証、名称、代表者、代理人（借主が個人の場合に従来の代理人に代えて他の方を選任する場合は含みません。この場合は第5条2項の定めによります）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。 2.（略）

本件につきまして、ご不明な点がございましたら、お取引店の窓口までお問合せください。

以上